



Kroll Ontrack "会社を滅ぼされる前"にセミナー in 大阪

「FCPA等外国公務員贈賄防止規制と防止体制」

米国連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）への日本企業の対策

アジアにおける不正と実態

ホンネとタデマエがもたらす深刻なリスク「そうは言ってもあの国では賄賂は必要でしょう。」

海外展開をしているグローバル企業対象のセミナーは頻りに東京地区に集中して開催されておりますが、大阪でセミナーを開催してほしいと度々リクエストをいただいております。今回は、皆様のリクエストにお答えさせていただくべく大阪にてセミナーを開催させていただきます。

関西地域で活躍されていらっしゃるグローバル企業の皆様も、子会社・グループ管理の手法を模索し不正の再発防止に腐心している姿がうかがえます。言語、文化、背景等が異なる人材で構成される企業には様々な場面で一段の工夫が求められる昨今、未だ貴社の経営陣は、

「コンプライアンスなんて経営のブレーキだ！」

「数字で倒産することはあっても、コンプライアンスで倒産することはない！」

「やたらと細かく数多いルールは営業現場のことをまるで考えていない！コンプラで飯を食ってるわけじゃない！」

と、おっしゃっていませんか？

法務部、特に海外業務の法務やコンプライアンスを担当している部署では、例え米国でのFCPA違反のリスクを十分認識している場合でも、社長や他の役員レベルとなるといかがでしょうか。FCPA違反が発生した場合、企業は数百億円単位の巨額の罰金のみならず、社内調査や米国司法省対応、その後の関連民事訴訟対応のためのやはり百億円単位の弁護士費用の負担をせざるを得なくなる可能性があります。また、当該現地ビジネスの責任者はもとより、不十分な取組みしか行っていなかった日本本社の経営陣も、巨額の罰金や米国での実刑判決という制裁のリスクにさらされることとなります。

日本の企業にとって、国内における法令等遵守のみならず、海外現地法人や支店における外国法令等に関する遵守態勢の構築・実践が重要になっています。海外での法令違反のリスクを未だ対岸の火事と考えているところも少なくないのではないのでしょうか。

本セミナーでは米国のみならず、アジア地域も踏まえた不正に対する実情、対策、準備をどのようにすればよいかエキスパートの方々にご講義いただきます。

9月28日 (月)

14:30~17:00 (受付開始14:00~)

会場

弁護士法人大江橋法律事務所

大阪府北区中之島2丁目3番18号
中之島フェスティバルタワー27階

対象

法務・コンプライアンス、企業役員の方々ほか

定員

40名

参加費

無料

お申し込み方法

<http://www.krollontrack.co.jp/>

セミナーのご登録は、9月25日(金)までに、

以下必要事項を下記メールアドレスまでお送りください。

必要事項：貴社名、ご部署名、お名前、電話番号、E-mailアドレス

✉ seminar-apac@krollontrack.com

クローロントラックセミナー

検索



小林 和弘 弁護士

大阪弁護士会所属（1994年登録 46期） ニューヨーク州弁護士（2001年登録）

主な取扱分野

会社法, M & A, 合併, 企業再編, コンプライアンス, 知的財産権, ライセンス, 独禁法, ファイナンス, 国際取引, 製造物責任, 国内・国際紛争解決, 倒産, その他企業法務, アジア新興国法務

著書・論文

「ビジネス法務Q&A 中小企業の海外展開(1)」大商ニュース No.1178（2015年6月）

「フランチャイズ規制 -製造業に比べて多くの外資規制があるサービス業分野-」（共同執筆）月刊 ザ・ローヤーズ（2013年10月号） 特集「インドネシアビジネス法務解説」

「共同研究開発契約ハンドブック-実務と和英条項例」（オープン・イノベーション・ロー・ネットワークと共著）

別冊NBL No.149（2015年4月）

「日本企業が外国企業や外国居住者を日本においてどこまで訴えられるか -国際裁判管轄権の観点から-」月刊 ザ・ローヤーズ（2014年5月号） 特集「技術秘密漏洩を防ぐためのガバナンス」… 等々

2014年5月、丸紅株式会社は、インドネシアの公務員への贈賄について、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practice Act. 「FCPA」）違反で、8800万ドルの罰金の支払いを命じられました。また、その関連事件で、2014年12月、仏アルストム社は、FCPA違反で、7億7200万ドルの罰金を支払うことになりました。

日本においても、2015年2月には、日本交通技術株式会社が、ベトナム等の政府関係者へのリポート提供について、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪で、9000万円の罰金が科され、同社社長らは、懲役3年（執行猶予4年）から2年6か月（執行猶予3年）が科されました。

そこで、FCPA、不正競争防止法等の外国公務員贈賄防止規制の内容と、FCPAガイドライン及び2015年7月30日に改定された外国公務員贈賄防止指針等に基づいて、外国公務員贈賄防止体制について、ご説明します。

* なお講義・講演の内容は、予告なしに変更される場合もございますのであらかじめご了承ください。

吉岡 一真 クロール・オントラック マネージャー

昨今、FCPAの社内規程を作成し始める企業が多くなっています。法務部だけが規程作成を進めるのではなく、会社全体としてグローバルビジネスのリスクに対して取り組む必要性を日々の顧客との会話の中で感じています。

法務部やコンプライアンス部が抱えるFCPAに関する課題を解決するヒントとなる他社の成功事例を紹介するとともに

「外国公務員贈賄防止指針」の中の防止体制の構成要素の一つである「定期的な監査」についてEディスカバリベンダーからだこそご紹介できるお話をいたします。

また、贈収賄対策の新国際規格であるISO37001の最新情報もご提供いたします。

お申し込み方法

<http://www.krollontrack.co.jp/>

クロールオントラックセミナー

検索

セミナーのご登録は、**9月25日（金）**までに、以下必要事項を下記メールアドレスまでお送りください。

必要事項：貴社名、ご部署名、お名前、電話番号、E-mailアドレス



seminar-apac@krollontrack.com

TEL: 03-3509-7122

佐久間宛

問い合わせ先

E-mail: taketo.sakuma@krollontrack.com